

秩父地域水道事業の統合に関する覚書

秩 父 市
横 瀬 町
皆 野 町
長 瀨 町
小 鹿 野 町
皆野・長瀨上下水道組合



秩父地域水道事業の統合に関する覚書

秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合の水道事業（以下「4水道事業」という。）を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則及び平成26年度に作成した「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）及び基本計画」（以下「基本構想・基本計画」という。）に基づき、統合するにあたり関係する基本事項について、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合は、次のとおり覚書を締結する。

（統合の目的）

第1条 この統合は、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、4水道事業の水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給することを目的とする。

（統合の期日）

第2条 統合の期日は、平成28年4月1日とする。

（統合の方法）

第3条 4水道事業を事業統合し、秩父広域市町村圏組合の一事務とする。

（事務所等）

第4条 事務所は、本所を別所浄水場内に置き、事務所を吉田総合支所内、大滝総合支所内、荒川総合支所内、姿見山浄水場内、小鹿野浄水場内及び皆野浄水場内に置き、給水サービスの向上に努める。

また、統合後は、経費削減を図るため施設管理などの業務委託を進めるとともに事務所の統廃合を行う。

（職員）

第5条 統合時の職員は、関係団体から運営上必要な人員を派遣する。

（水道料金等）

第6条 統合時の水道料金は、統合前の各水道事業の料金体系によるものとし、統合後、5年以内に料金の統一を行うものとする。

2 統合時には、秩父市の水道料金体系を「基準料金体系」として設定する。

3 第1項に定める料金統一までの間は、地域間に格差が生じるため、統合前の水道事業ごとに「料金体系総額」と「基準料金体系総額」を比較し、「基準料金体系総額」に満たない場合は、その差額について各市町一般会計等からの繰り入れにより補てんする。

4 水道料金以外の加入金、手数料等の額は、統合時に統一する。

(水道事業用資産)

第7条 統合時において、4水道事業が有していたすべての資産等を秩父広域市町村圏組合に引き継ぐものとする。

(水道施設の整備)

第8条 水道施設の整備は、給水サービスの向上を図るため、「基本構想・基本計画」を尊重し整備を推進するものとする。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の推進状況によって、「基本構想・基本計画」の変更ができるものとする。

(経営改善)

第9条 4水道事業は、統合までの間、全力でそれぞれの水道事業の経営改善に努めなければならない。

(経費の負担)

第10条 統合後の水道事業に対する各市町の負担は、地方公営企業繰出し基準に基づき負担するものとする。ただし、国庫補助事業の対象となった水道施設に係る建設改良費負担分については、各市町が協議して定めるものとする。

2 簡易水道事業と旧簡易水道事業に係る不採算部分の経費は、各市町の一般会計繰出金によりその金額を補てんするものとする。

3 前項のほか、統合前に各市町がそれぞれの水道事業に対し負担している経費は、それぞれの負担の趣旨に応じて、統合後もこれを継続するものとする。

(その他)

第 11 条 この覚書に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、関係する団体が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として本書 6 通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、その 1 通を保有するものとする。



平成27年3月30日

秩父市熊木町8番15号

秩 父 市 長

久喜邦康 

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横 瀬 町 長

富田能成 

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

皆 野 町 長

石木户道也 

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長 瀬 町 長

大澤夕江 

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

小 鹿 野 町 長

福島弘文 

秩父郡皆野町大字皆野283番地

皆野・長瀬上下水道組合管理者

石木户道也 